

第4章 今後取り組むべき施策

1 施策体系

めざす姿	基本目標	施策の柱	基本施策
めざすまちの姿 教育のまち 日本一 めざす人の姿 ・夢をもち、学び続ける人 ・たくましさとしなやかさを備えた人 ・ふるさとに誇りと愛着をもつ人	「主体的にたくましく生き抜く力」と「豊かな人間性」を備えた人材の育成	I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進	①幼児教育の充実
			②確かな学力の育成
			③特別支援教育の充実
			④社会の変化に対応した教育の充実
			⑤心の教育の充実
			⑥生徒指導・相談体制の充実
			⑦キャリア教育の推進
			⑧健康教育の推進
			⑨安全教育の推進
			⑩校種間連携・小中一貫教育の推進
		II 地域ぐるみの教育の推進	①青少年の健全育成
		III 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進	②地域とともにある学校づくりの推進
			①安全・安心な施設整備、教育環境の確保
			②教育機会の確保
			③学校図書館の充実と読書活動の推進
			④安全・安心な学校給食の推進
		IV 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進	①生涯学習機会の充実
			②生涯学習を支える人材の育成と活用
			③人権学習の推進
			④生涯学習の拠点となる施設の充実
			⑤図書館の充実と読書活動の推進
		V 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進	①文化財の保護・保存
			②文化財の整備・活用

主 な 取 組
◆幼保・小の連携の推進 ◆子育てに関する相談体制の充実 ◆乳幼児機関への支援の充実
◆児童生徒の実態に応じた指導計画の作成 ◆指導体制の充実及び指導方法の工夫改善 ◆総合的な学習の時間の充実 ◆学習習慣の確立
◆支援体制の充実 ◆指導方法の工夫改善 ◆関係機関との連携による適正な就学指導
◆コミュニケーション能力を育む教育の推進 ◆情報教育の充実 ◆環境教育の充実 ◆ICT機器の活用
◆道徳教育の充実 ◆人権教育の充実 ◆伝統や文化に関する教育の充実
◆積極的な生徒指導の推進 ◆学校内外と連携した問題行動への対応 ◆きめ細かな不登校対策の推進 ◆緊急時等の学校への支援体制の充実
◆進路指導の充実 ◆系統的・計画的な取組の推進 ◆実践的・体験的な学習活動の推進 ◆小・中学校の連携及び家庭・地域との連携強化 ◆志を抱かせる教育の推進
◆体力向上のための望ましい運動習慣の定着 ◆健康な生活を送ろうとする実践力を育てる指導の充実 ◆食に関する指導の充実
◆児童生徒の危機予測・回避能力の向上 ◆機能する危機管理体制の確立 ◆地域・家庭と連携した学校安全体制の整備 ◆防災教育と防災管理を一体的に捉えた、学校防災の充実
◆幼保・小・中・高の校種間の連携強化 ◆小・中学校9年間を見通した小中一貫教育の推進
◆家庭教育機能の強化 ◆非行防止・環境浄化活動 ◆青少年活動の推進
◆コミュニティ・スクールの円滑な運営 ◆地域協育ネットの推進
◆学校施設の耐震化 ◆学校施設の整備 ◆学校教材の整備
◆経済的支援の充実 ◆修学支援の充実 ◆私立高等学校への支援 ◆地理的条件の解消 ◆教育支援の充実
◆読書・学習活動の充実 ◆市立図書館との連携による学校図書館活動の充実 ◆学校図書館司書の配置
◆食育の推進 ◆使用食材の安全性確保と地産地消の推進 ◆食物アレルギーへの対応 ◆安全・安心な給食の提供
◆生涯学習情報発信の充実 ◆多様な学習機会の提供 ◆生涯学習相談体制の充実 ◆産学公民の教育ネットワークの強化
◆生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実 ◆生涯学習指導者バンクの整備・活用 ◆学習成果発表の機会づくり ◆社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援
◆市民ぐるみの積極的な推進 ◆推進体制の充実 ◆人権学習への支援
◆公民館の整備・充実 ◆公民館活動の推進 ◆青少年科学館の充実
◆図書館資料の質・量両面の充実 ◆図書館利用者サービスの充実 ◆図書館事業への市民参画の促進と活用 ◆図書館のネットワーク化の推進 ◆集会・文化活動及び広報活動の推進 ◆「防府市子ども読書活動推進計画」に基づく子どもの読書活動に係る各種事業の実施
◆文化財の保存・修理 ◆文化財調査の継続 ◆文化財保護活動への支援
◆文化財情報発信の充実 ◆文化財郷土資料館の充実 ◆英雲荘の整備と公開 ◆文化財を活用した学習機会の提供

2 基本施策

施策の柱Ⅰ 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

基本施策Ⅰ－① 幼児教育の充実

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、義務教育及びその後の生きる力の基礎を養成する重要な役割を担っており、幼児期における教育機会、教育環境の確保充実が求められます。本市の幼児教育においては、私立の幼稚園が大きな役割を果たしていることから引き続き支援していくことが必要で、幼稚園での教育には、就学前の子どもに質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための条件整備が求められます。

また、就学前の幼児教育と小学校教育のなめらかな接続を図るため、心身の発達、生活や学びの連続性について相互理解を深める必要があります。

幼保一体化については、国の動向に留意し、福祉部局と連携して幼児教育の内容や、行政組織のあり方を検討する必要があります。

取組の方向性

- 就学前の幼児教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ります。
- 幼稚園における保護者の経済的負担軽減や幼児教育の充実に努めます。

主な取組

◆ 幼保・小の連携の推進

小学校では、第1学年入学当初において、新入生が、幼児教育から小学校教育へと円滑に移行することに資するため、生活科を中心とした合科的な指導の一層の充実を図ります。

また、幼稚園・保育園（所）、小学校が幼児児童の実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「幼保・小連携教育研修会」を実施するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図ります。

◆ 子育てに関する相談体制の充実

幼稚園・保育園（所）等のいわゆる「年中児」を対象に5歳児（年中児）発達相談会を実施して、幼児の発達特性を保護者に理解してもらい、個に応じた環境が設定されるよう支援することで、幼児の発達を促進します。また、保護者のさまざまな悩みの解決に向け、実情に応じた助言や支援をすることで、保護者の育児不安の解消に努めます。

幼児に対する就学相談・就学指導については随時行います。

◆ 乳幼児機関への支援の充実

幼稚園就園奨励費補助金や防府市幼稚園連盟に対する補助金の交付により、保護者の負担軽減や幼児教育の振興・充実を図ります。

園児が安全・安心に活動できる環境確保や管理運営に向けた補助事業等について、積極的な情報提供に努めます。

基本施策Ⅰ－② 確かな学力の育成

現状と課題

過去5年間の全国学力・学習状況調査^{※1}における総合平均正答率の経年比較を見ると、本市の児童生徒の学力は小・中学校ともに伸びています。

平成20年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに総合平均正答率が全国平均より低く、特に小学校は、国語・算数とも全国平均と比較して下回っていました。しかし、平成24年度の全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学ともに、小学校はほぼ全国平均と同レベルに、中学校は全国平均を超えるレベルに達しました。さらに、平成24年度に新たに実施された理科については、本市の小学校の学力は、山口県内ではトップレベルで、全国的に見ても高い水準に達しています。

一方で、本市の児童生徒の学力を設問ごとに細かく分析すると、小学校では、基礎的・基本的な学習内容が十分に定着していないという課題、中学校では、問題解決の過程を記述したり自分の考えを説明したりする力が身に付いていないという課題が見えてきます。

学習状況に関しては、平成24年度の全国学力・学習状況調査によると、小・中学校ともに、授業時間以外に2時間以上学習している割合や家で自ら計画を立てて家庭学習をしている割合が、全国平均を下回っています。読書好きの児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均を上回っています。

取組の方向性

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。
- 習得した知識・技能を活用する場面や活動を工夫し、「学ぶ意欲」を高めます。
- 各教科・領域の学習において、記録、説明、論述、討論といった言語活動の充実を図り、「学ぶ力」（思考力・判断力・表現力・創造力等）を育みます。

主な取組

◆ 児童生徒の実態に応じた指導計画の作成

全国学力・学習状況調査や標準化された学力検査^{※2}により、一人ひとりの児童生

※1 全国学力・学習状況調査：平成19年度から文部科学省が実施している、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした全国的な調査。（平成23年度は、東日本大震災の影響等を考慮し、全国調査の実施は見送られた。）小学校6年生と中学校3年生を対象に、「教科に関する調査」（国語、算数・数学〔平成24年度調査では理科が追加〕）と「生活習慣や学校環境等に関する質問紙調査」が行われる。「教科に関する調査」は、『主として「知識」に関する問題』（A）と、『主として「活用」に関する問題』（B）が実施されている。

※2 標準化された学力検査：通知表や指導要録の評価法と同じく絶対評価法による検査。実施後届けられる個票では、信頼性、妥当性の高い検査結果が得られ、学力の定着状況について客観的に把握でき、家庭でどのような支援をしていけばよいか参考となる。

徒の学力定着状況を全国レベルでの客観的なデータとして綿密に分析し、明らかになった成果及び課題をその後の指導に生かし、学力の向上を図ります。

また、平成25年度からは、特別プロジェクトを組んで、小学校の評価活動の見直しを行い、教科によっては、本市独自の防府市活用力評価テスト^{※1}を作成し、児童の実態に応じた指導の充実に努めます。

◆ 指導体制の充実及び指導方法の工夫改善

幼保・小・中・高連携や少人数指導等によるきめ細かな指導体制の推進を図るために、各種研修の充実に努めます。また、教員の授業力を一層高めていくために、学校力向上スーパーバイザー^{※2}が、授業訪問を実施し、言語活動の充実や理数教育の充実など、学習指導要領の改善事項を踏まえた指導方法の工夫改善を直接指導します。

◆ 総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間では、教科の学習で身に付けた知識・技能を活用する探究活動の場をつくり、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、共同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにします。

◆ 学習習慣の確立

学校だよりや学級だより等によって、学力向上や家庭学習の充実についての積極的な情報提供を行うとともに、地域の人材を学校や放課後子ども教室での諸活動に活用するなど、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めることによって、望ましい学習習慣の確立を図ります。

※1 防府市活用力評価テスト：「やまぐち学習支援プログラム」の評価問題をベースとして、新学習指導要領が求める学力や防府市の学力課題に対応した設問で構成される、本市独自のテスト。防府市の全ての小学校の3年生以上を対象として、国語・社会・算数・理科の4教科において、平成25年度より、順次、3ヶ年計画で、計画的に実施。

※2 学校力向上スーパーバイザー：全ての学校の授業を参観し、授業力を高める指導等をしている授業力のすぐれた指導主事。

基本施策Ⅰ－③ 特別支援教育の充実

現状と課題

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が求められています。

本市では、市内全小・中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、校内コーディネーター^{※1}を位置付けるとともに、通級指導教室^{※2}の設置や学校支援員^{※3}を配置し、個々の実態に応じた指導を全校体制で行う整備を進めています。また、個別の教育支援計画^{※4}及び個別の指導計画^{※5}の作成と一層の活用を促し、計画的・継続的な支援を行っています。

近年、特別な支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、特に通常の学級における発達障害^{※6}等の可能性のある児童生徒への対応の充実が求められています。

こうしたことから、教職員の専門性の向上を図るとともに校内委員会の充実を図り、組織的な特別支援教育を推進することが課題となっています。

さらに、保護者の不安解消を図るとともに、特別な支援が必要な幼児児童生徒への適正な就学を推進するため、幼児期から高校卒業まで、一人ひとりの情報の引き継ぎと、教育・医療・福祉等の関係機関との連携による支援のつながりが必要となります。

取組の方向性

- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の能力や個性を最大限に伸長するために、組織的・計画的な支援を行います。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及びその保護者に対して、関係機関との連携による支援の充実を図ります。

※1 校内コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

※2 通級指導教室：小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を行う場のこと。

※3 学校支援員：小学校及び中学校において、担任や担当教員の指導のもとで、特別な支援を必要とする児童生徒の生活支援を行う、防府市教育委員会が雇用しているパートタイムの職。

※4 個別の教育支援計画：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を行うための計画。

※5 個別の指導計画：個別の教育支援計画を指導のために具体化したもので、一人ひとりの年間目標や学期の目標等を設定し、それぞれの目標の達成に向け、指導内容・方法を明確にして、障害の状態や発達段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うための計画。

※6 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

主な取組

◆ 支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する校内支援体制を確立し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた組織的・計画的な教育活動を推進します。

また、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者との信頼関係を構築します。

◆ 指導方法の工夫改善

幼保・小・中・高の相互連携により、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への理解を深め、個に応じた指導方法の工夫・改善を図ります。

また、校内の児童生徒や地域の人と活動とともにする交流及び共同学習を推進します。

◆ 関係機関との連携による適正な就学指導

教育・医療・福祉等の関係機関との連携による就学指導体制の充実を図り、適正な就学指導を推進します。

基本施策Ⅰ－④ 社会の変化に対応した教育の充実

現状と課題

社会のグローバル化や高度情報化、地球環境問題の深刻化など、児童生徒を取り巻く社会情勢は大きく変貌を遂げています。このような多様で変化の激しい社会において、児童生徒がたくましく生き抜いていく能力を身に付けることが求められています。

教育も時代や社会の変化に的確に対応していくことが大切です。

こうしたことから、本市では、児童生徒のグローバル化に対応したコミュニケーション能力を育むために、市内小・中学校にALT（外国語指導助手）^{※1}を派遣し、小学校外国語活動及び中学校英語教育の充実を図っています。

高度情報化社会に対応するために、ICT機器^{※2}の積極的な活用を図り、家庭と連携をとりながら、情報に関する知識を児童生徒が習得できるよう、情報教育の推進を図っています。

また、急速に変貌する地球環境に対して、児童生徒が自ら問題意識をもてるようにするための教育活動の一層の充実が課題となっています。

取組の方向性

- グローバル化・情報化の進展など、社会情勢の変化に伴って生じるさまざまな課題に対して、情報を積極的に活用し、主体的に判断した上で行動しようとする態度を育みます。

主な取組

◆ コミュニケーション能力を育む教育の推進

各教科等の特性に応じた言語活動を重視し、指導内容の充実を図ることで、豊かに自己表現し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育みます。

◆ 情報教育の充実

家庭との連携により、情報モラル^{※3}の育成を図るとともに情報セキュリティの確

※1 ALT（外国語指導助手）：Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手は担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業に係る補助を行う。

※2 ICT機器：ICTとは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。学校においては、コンピュータやデジタルカメラに加えて、プロジェクタ、電子黒板などさまざまなICT機器が、国語、社会、算数・数学、理科、外国語、総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されている。

※3 情報モラル：これからの社会では、さまざまな情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくない。このような情報化社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度が必要となってきた。そこで、学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。

保に努めます。

また、情報の収集や活用、発信に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。

◆ **環境教育の充実**

体験活動等を通じて、環境保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成します。

また、各教科や道徳、特別活動等、教育活動全体を通じて、環境教育の充実を図るとともに、「こども環境白書～防府版～」の積極的な活用を推進します。

◆ **I C T機器の活用**

各教科や総合的な学習の時間などあらゆる授業でI C T機器を積極的かつ適切に活用し、児童生徒にとってわかりやすい学習を推進します。

基本施策Ⅰ－⑤ 心の教育の充実

現状と課題

近年、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、社会性や人間関係を築く力の低下が指摘されています。

平成24年度の全国学力・学習状況調査における「ものごとをやりとげてうれしかった」や「人の気持ちが分かる人間になりたい」と思っている本市の児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国水準ですが、「自分には、よいところがあると思う」や「将来の夢や希望を持っている」児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国を上回っています。しかし、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問については、中学校は全国平均を上回っているものの小学校では全国平均を下回っています。

そこで、各小・中学校では、「心の教育」の充実に向けて、道徳の年間授業時数の確保とともに、児童生徒の心を耕す授業実践に努めています。また、児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進していきます。

また、人権教育に係る教職員研修会を開催し、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に基づいて、教職員一人ひとりの資質向上に計画的に取り組むとともに、社会教育関係部署との連携などの学校支援も行っています。

今後も「心の教育」の充実のために、家庭や地域との一層の連携が必要となります。

取組の方向性

- 人間としてよりよく生きていく道徳的実践力を育成する視点に立って、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観、生命尊重の心を育みます。
- 児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。
- 我が国の伝統や文化を尊重し、継承・発展させようとする態度の育成を図ります。

主な取組

◆ 道徳教育※の充実

魅力と活力ある道徳の時間の展開をめざした指導方法の改善を図るとともに、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を生かした道徳教育を推進します。土曜授業等の機会を利用して、道徳の時間の授業公開や道徳教育を積極的に行うとともに、

※ 道徳教育：道徳の時間を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行われます。

地域人材の活用を促進します。

また、「魅力ある道德教育プラン集」や「地域素材を生かした道德資料」等の積極的な活用を促進します。

◆ 人権教育の充実

人権尊重の意識を実践につなげるための教育を推進するとともに、教職員相互啓発による人権意識の高揚を図ります。

具体的には、人権に関する作文・標語等の作品募集に対して積極的な参加を促し、児童生徒の人権感覚を育む機会として活用します。

小中学校教育研究会人権教育部会の充実に努め、研究成果を「防府市教職員研究紹介」に掲載し、研究成果の共有と実践例の積極的な活用を推進します。

また、人権教育担当者及び新規採用教職員・転入教職員等を対象にした人権教育研修の充実にも努めます。

◆ 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会において主体性をもち、積極的に役割を果たすため、授業等における古典や歴史、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住に関する学習などにおいて、児童生徒が感動を覚える教材を活用し、伝統や文化に親しみ、文化・芸術の継承と創造への関心を高める教育を充実させます。

基本施策Ⅰ－⑥ 生徒指導・相談体制の充実

現状と課題

本市小・中学校の生徒指導上の諸問題には、いじめや暴力行為、不登校などがあり、児童生徒の人格形成を図る上で大きな課題です。

問題行動の未然防止や早期発見、早期対応に努めていますが、保護者の価値観や家庭環境等が多様化しており、難しい対応を迫られることが多く、スクールカウンセラー^{※1}やスクールソーシャルワーカー^{※2}、生活・安心相談員^{※3}等の専門家及び関係機関との連携を推進しています。

児童生徒の心の声を聞くための学校生活アンケートや定期的な教育相談、よりよい学校生活と友達づくりのための検査を実施し、安心して通える学校になるよう支援を強化しています。

今後は、課題に応じて相談体制の充実を図るために、専門家や関係機関とのより一層の連携強化が必要です。

取組の方向性

- 児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力、態度を育成し、豊かな自己実現を支援します。
- 学校における全ての教育活動を通じて、自己存在感^{※4}を高め自己指導能力^{※5}を育成します。

主な取組

◆ 積極的な生徒指導の推進

緻密な情報連携に基づいた生徒指導体制づくりに努め、安全・安心な学校づくりのための生徒指導方針の明確化と指導の徹底を図ります。

また、いじめ・暴力行為などを絶対許さないという毅然とした姿勢で児童生徒の指

※1 スクールカウンセラー（SC）：いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動や不登校などに適切に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識や経験をもとに支援する専門家。

※2 スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、暴力行為、長期欠席、児童虐待等の生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行う専門家。

※3 生活・安心相談員：学校における生徒指導上の問題点や配慮を要する児童生徒の実態を把握するとともに、児童生徒、保護者との教育相談及び学校との協議を通じて、個に応じたきめ細かな支援を行う専門家。

※4 自己存在感：「生徒指導の三機能」の一つで、その人に代わる人が存在しない、かけがえのない存在であるという意味で、児童生徒が他者とのかかわりの中でそれが見い出せるとき、生き生きと活動できる。

※5 自己指導能力：児童生徒が、日常生活のそれぞれの場で、他者とのかかわりの中で、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力。

導に取り組み、これらの未然防止、早期発見・早期対応等に努め、相談体制の充実やA F P Y※などを用いた人間関係づくりを積極的に推進します。

◆ 学校内外と連携した問題行動への対応

サポートチームなど関係機関との情報・行動連携の強化を図るとともに、基本的生活習慣の定着や規範意識醸成のための家庭への啓発に努めます。

また、事例研究等の研修の充実を図ります。

◆ きめ細かな不登校対策の推進

多様な視点から児童生徒の状況の変化や進路、その後のサポートに対応できる教育相談体制を構築し、家庭教育への支援や情報提供に努めます。

また、信頼関係を基盤とした学校・学級づくりに努めます。

◆ 緊急時等の学校への支援体制の充実

学校だけでは解決が困難な問題行動等の発生時や、事件・事故等による児童生徒の精神的動揺が激しい場合に、専門家（スクールソーシャルワーカー）や専門家チームを学校に派遣し、児童生徒の安全確保や心のケア、学校への助言・支援を行う体制の充実に努めます。

また、重篤ないじめ問題等の解決に向けた「いじめ問題等調査委員会」（第三者機関）の設置及び支援体制の整備に努めます。

※ A F P Y（Adventure Friendship Program in Yamaguchi）：他者とかかわり合う活動を通じて、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法。

基本施策Ⅰー⑦ キャリア教育の推進

現状と課題

産業構造の変化や雇用の多様化・流動化を背景とした進路を巡る環境の変化に伴い、若者の職業人としての基本的資質や能力が低下し、また、社会的に自立していない若者が増加しています。

本市では、児童生徒が自己実現を図るために、全ての小・中学校でキャリア教育※の全体計画を作成して、キャリア教育を系統的・計画的に推進しています。さらに、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、キャリア教育の視点に立ち、教育活動全体を通じて組織的に推進していく体制づくりが必要となります。

小学校における職場見学、中学校における職場体験は全ての学校で実施していますが、小・中学校の積み上げを重視した「縦の連携」と学校と家庭・地域・産業界等との「横の連携」が弱く、小・中・高を通じたキャリア教育を推進していく上での今後の課題となっています。

取組の方向性

- 児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢や志を育むよう、教育活動全体を通じて、発達段階に応じて系統的・計画的な指導を推進します。
- 学校と家庭、地域、産業界等との連携体制を強化し、小・中・高等学校等の全教職員がキャリア教育についての共通理解をさらに深めるとともに、体験活動等の一層の充実を図ります。
- 将来、直面するであろうさまざまな課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人として自立していくための意欲や態度、能力を育みます。

主な取組

◆ 進路指導の充実

キャリア教育全体計画の作成や見直しを進め、発達段階に応じた組織的かつ計画的な勤労観や職業観の育成に努めます。

◆ 系統的・計画的な取組の推進

市内各学校が、教育活動全体を通じて、キャリア教育で育成する力を明確にし、学校での生活や学びに意欲的に取り組む児童生徒を育成できるよう、小・中・高等学校

※ キャリア教育：将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むための教育活動。

等を通じた系統的・計画的な取組を引き続き推進します。

◆ 実践的・体験的な学習活動の推進

児童生徒の生活や学習が、生涯において豊かになるよう、技術・家庭科などの学習活動を生かすとともに、社会見学や職場体験学習、福祉体験学習等の充実を図ります。

◆ 小・中学校の連携及び家庭・地域との連携強化

児童生徒一人ひとりの成長と、小・中学校9年間を見通した指導を推進します。

また、保護者や地域の人材を有効に活用した教育活動を推進します。

◆ 志を抱かせる教育の推進

小学校では1／2成人式、中学校では立志式を行うなど、自分自身を見つめ直し、将来に向けての目標を考える機会を設定し、志を抱かせる教育活動を推進します。

基本施策Ⅰ－⑧ 健康教育の推進

現状と課題

児童生徒が生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、必要な知識、能力等を身に付けるための健康教育の充実を図ることが求められています。

本市においては、児童生徒が生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心身ともに健康でたくましい身体を育む教育を推進しています。体力の現状としては、持久力や走力に優れていますが、筋力、柔軟性に課題があります。また、体育の授業以外に運動を毎日している児童生徒の割合が低いことにも課題があります。

こうしたことから、柔軟性や筋力を高める運動を取り入れた学校体育の充実が求められています。また、児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わう活動を学校体育に位置付けるなど、運動の日常化を図る必要もあります。さらに、学校と家庭が連携し、体力向上の取組を促進することも求められています。

また、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭[※]が市内小・中学校へ巡回訪問し、望ましい食生活についての授業等を通じて、児童生徒及び教職員に対して食育指導を行っています。

食育の推進に向けて、栄養教諭等の専門性を生かした校内指導体制の確立と、栄養教諭・学校栄養職員の資質能力の向上を図ることが必要です。また、家庭・地域と連携し、児童生徒の食への関心をより一層高める環境づくりが求められています。

取組の方向性

- 自他の生命を尊重し、心身の健康保持に対する意識を高め、発達段階に応じた望ましい生活習慣を育みます。
- 健康で安全に行動できる自己管理能力と、たくましく生きるための体力を育みます。

主な取組

◆ 体力向上のための望ましい運動習慣の定着

体力テスト等の分析結果を活用し、児童生徒の体力向上に努めるとともに、体力・運動能力向上に向けた、学校・家庭・地域の連携体制を構築します。

また、児童生徒の主体的な取組によるクラブ・部活動等を展開します。

[※] 栄養教諭：食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う。子どもたちに食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせる必要性が高いことから「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行されている。

◆ 健康な生活を送ろうとする実践力を育てる指導の充実

学校保健計画を随時見直し、校内推進体制の充実を図ります。

また、心の健康の保持増進を図るため、小・中学校における保健や道徳の時間での指導、家庭・地域・関係機関との連携の強化による指導の充実を図るとともに、教職員の心身の健康維持に関する支援体制も強化します。

◆ 食に関する指導の充実

食に関して、全体計画を踏まえた指導の充実に努めるとともに、家庭や地域との連携により、望ましい食習慣の形成を図ります。

また、学校給食を中心に地場産物を活用し、地域に根ざした食育を推進します。

基本施策Ⅰ－⑨ 安全教育の推進

現状と課題

学校は、子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければなりません。しかし、子どもの安全を脅かす事件、事故、災害等は、いつ、どこで、どの学校で起こるかわかりません。学校の安全教育においては、子どもたちに「自らの命は自ら守る」という態度と能力を身に付けさせることが必要です。

本市では、各学校において危機管理マニュアルの見直しや保護者への緊急連絡体制の構築、「危険予測学習（KYT）※資料集」の活用などにより、教育活動全体を通じて「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の3領域について、総合的、積極的に取り組んでいます。

今後は、児童生徒の危機予測・回避能力の育成や教職員の危機対応力の一層の向上をめざし、保護者、地域、関係機関と連携して、学校安全の充実、強化を図る必要があります。

取組の方向性

- 学校内外の生活の中で自他の生命を尊重し、安全に行動できるための危機予測・回避能力を育みます。
- 学校において、機能する危機管理体制を構築するとともに、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。

主な取組

◆ 児童生徒の危機予測・回避能力の向上

通学路の安全点検の実施及び安全マップの見直しと効果的な活用を推進するとともに、自然災害や火災・不審者を想定した訓練等を計画的に実施します。

また、学校安全計画に基づいた交通安全指導を実施し、交通マナーや自らの命を守る能力を身に付ける交通安全を推進します。

◆ 機能する危機管理体制の確立

危機管理マニュアルの見直しと効果的な活用を推進し、教職員の危機対応力の強化を図ります。

また、安全・安心のための点検活動を計画的・継続的に実施します。

※ 危険予測学習（KYT）：学習者が、教材である絵や写真などに潜んでいる危険を予想し指摘しあうことで、現実生活の危険に気づき、危険に遭遇しないためにはどのように行動するのかを考え、自ら安全な行動がとれるよう安全意識を高めることを目的とする学習活動。危険予知訓練とも呼ばれている。
危険予知訓練のローマ字による表記 Kiken Yochi Training の頭文字をとって、KYTということもある。

◆ 地域・家庭と連携した学校安全体制の整備

地域の関係団体や保護者との連携の強化による見守り活動等の拡充を図るため、各地域でのスクールガード組織[※]の運営へ積極的な支援を行います。見守り活動等によって得られた情報を、学校・学級や家庭での日頃の声かけ等に生かし、日常のきめ細かな指導を充実させます。

◆ 防災教育と防災管理を一体的に捉えた、学校防災の充実

平成21年の本市を中心とした大規模土砂災害や平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、「防災教育テキスト」の活用や専門家と連携した防災出前授業等により、地域の自然災害の特徴や児童生徒の発達段階に応じた防災教育を促進しています。このような取組により、児童生徒が自らの命を自ら守ることはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献できる「防災対応能力」の向上を図ります。

また、災害安全に関する組織活動ができるよう、日頃から開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、生きる力を育む防災教育や計画的な防災管理の充実に努めます。

※ スクールガード組織：平成16年・17年、登下校中の子どもが殺害されるという重大事件が全国で発生し、子どもたちを地域で見守ろうという動きが高まった。こうして組織された「学校安全ボランティア」の方々を「スクールガード」と呼び、その組織を「スクールガード組織」という。山口県でも、学校・家庭・地域（自治会や防犯団体等）の連携により学校や通学路で子どもたちを見守る温かい活動が広がっている。

基本施策Ⅰ－⑩ 校種間連携・小中一貫教育の推進

現状と課題

本市では、小学校とその小学校に入学する幼児のいる幼稚園・保育園（所）との間で、子ども同士、教職員同士が交流することなどにより連携しています。また、各小・中学校と近隣の学校との間では、教職員の授業参観や研修会、児童生徒の行事や総合的な学習の時間、特別活動などを通じて交流することにより連携を深めています。さらに、中学校と近隣の高等学校との間では、相互の授業参観や情報交換により連携しています。

今後は、より綿密な情報交換や継続的な学習指導、生徒指導の充実を図ることによって、各校種間の連携をさらに深め、「小1プロブレム^{※1}」や「中1ギャップ^{※2}」の解消、中学生の進路意識の醸成を図り、幼保・小・中・高の円滑な接続やつまずきの予防に努めます。

また、富海小・中学校は、現在、文部科学省の教育課程特例校として、小学校外国語活動と中学校英語科の学習内容や地域の特色を生かした体験活動について、9年間を見通した教育課程を学校独自で編成し、一貫した教育に取り組んでいます。今後は、こうした小中一貫教育の取組を他校にも広げていく必要があります。

取組の方向性

- 幼保・小・中・高の校種間の連携を強化することにより、円滑な接続やつまずきの予防に努めます。
- 児童生徒一人ひとりの健やかな成長のために学校・家庭・地域が連携し、小・中学校9年間を見通した小中一貫教育を推進します。

主な取組

◆ 幼保・小・中・高の校種間の連携強化

幼保・小連携教育研修会、学習指導や生徒指導に関わる各種研修会において、校種間の連携を強化し、さらに、積極的な授業参観や情報交換により、継続的な指導の充実を図ります。

また、進学前後の情報交換等により、校種間の円滑な接続を推進し、児童生徒の不適應の解決を図ります。

※1 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動できない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する教育現場での問題を「小1プロブレム」と呼んでいる。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育が注目されはじめた。

※2 中1ギャップ：児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていくこと。

◆ 小・中学校9年間を見通した小中一貫教育の推進

9年間を見通した教育課程を編成したり、共通の指導事項を発達段階に応じて設定したりすることを通じて、円滑な接続やつまずきの予防に努めるとともに学習指導、生徒指導の充実を図ります。

施策の柱Ⅱ 地域ぐるみの教育の推進

基本施策Ⅱ－① 青少年の健全育成

現状と課題

本市では、防府市青少年育成市民会議^{※1}と連携して「家庭の日」運動^{※2}の普及を図り、家庭の大切さを啓発するなど、全市的な青少年健全育成を促進しています。また、青少年育成センターや関係機関・諸団体と連携した防犯・巡視活動を総合的に推進し、青少年の非行防止活動の強化や社会環境の浄化に努めています。

青少年がたくましく生き抜く力やいのちの大切さを学び、社会の基本的なルールを守る意識や人間関係を調整する力を身に付けるために、多様な体験やボランティア活動などの社会参加活動を推進する必要があります。

取組の方向性

- 関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や相談機能の充実を図るとともに、地域における青少年の非行防止活動や環境浄化活動などの青少年育成活動を推進します。
- 青少年の自主性や社会性を培うため、青少年団体の活動を支援します。

主な取組

◆ 家庭教育機能の強化

関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や青少年及び保護者に対応する相談機能の充実を図り、家庭教育力の向上をめざします。

◆ 非行防止・環境浄化活動

青少年育成センターや関係機関・諸団体と連携し、防犯・巡視活動を推進します。

◆ 青少年活動の推進

青少年の自主性や社会性を培うため、青少年団体が実施する事業の助成やさまざまな活動の支援を行います。

※1 防府市青少年育成市民会議：市民の総意を結集して青少年育成市民運動を展開し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした会議。

※2 「家庭の日」運動：毎月第3日曜日を「家庭の日」として、家族の絆を深めるために家族が一緒に過ごす機会を増やすように促す運動。

基本施策Ⅱ－② 地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりをめざす必要があります。

文部科学省は、家庭・地域の教育力を積極的に学校に取り入れ、学校と地域とが一体となって子どもを育てる「開かれた学校づくり」を推進しています。さらに、学校と地域の力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもの成長を支えていく、学校づくりや地域コミュニティづくりを進めていくことが大切です。

そこで、本市では、市内全ての小・中学校をコミュニティ・スクール^{※1}に指定し、地域の教育力を学校教育に生かして地域ぐるみで子どもたちを支える取組を推進しており、地域の願いを受け止めた学校運営により、地域コミュニティづくりにも貢献しています。また、中学校区をひとまとまりとする地域協育ネット^{※2}協議会を核とした、学校・家庭・地域の連携も推進しています。

社会全体の教育力を向上させ、子どもが安心して暮らせる環境づくりを図るため、学校等を拠点とした教育支援や放課後子ども教室等の学校・家庭・地域の連携協力によるさまざまな取組を推進する必要があります。

取組の方向性

- コミュニティ・スクールの充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画する地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。
- 学校と地域が連携・協力する体制を構築し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを見守り支援する取組を推進します。

主な取組

◆ コミュニティ・スクールの円滑な運営

コミュニティ・スクールであることを生かして、保護者と地域住民等の学校運営への適切な参画と連携の強化を図り、地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。各校区の保護者や地域の願いを受け止め、学校運営の質の向上を図り、地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを進めます。

※1 コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。コミュニティ・スクールは、地域の公立学校の運営に、家庭や地域の皆様の声を生かす仕組み。

※2 地域協育ネット：幼児期から中学校卒業程度までの子どもの育ちや学びを、地域ぐるみで見守り、支援することを意図した山口県が推進する教育支援体制。概ね中学校区をひとまとまりとし、地域協育ネット協議会を核とした、学校・家庭・地域の連携による仕組み。

◆ 地域協育ネットの推進

各中学校区における、学校・家庭・地域が協働[※]するネットワークづくりを推進し、学習支援・環境整備・見守り活動などの学校等を拠点とした教育支援事業や、小学校区における、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できる環境づくりを図るための放課後子ども教室推進事業等を推進します。

[※] 協働：多様な主体が、それぞれの特性を生かし、互いを尊重し、協力して取り組むこと。

施策の柱Ⅲ 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

基本施策Ⅲ－① 安全・安心な施設整備、教育環境の確保

現状と課題

東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化や防災・防犯対策など、幼児児童生徒を災害、事故、犯罪から守るための安全・安心な教育環境の整備が求められています。

本市は、これまで学校施設の耐震化を進めてきましたが、平成25年度小・中学校の耐震化率は81.9%で、耐震補強や改築、非構造部材の耐震対策の早期完了及び防災機能の強化が急務の課題となっています。

また、高度情報化の急速な進展など時代の変化に伴うさまざまな教育課題に対応するため、電子黒板や情報機器などの学校教材を計画的に配備し、質の高い教育環境の整備を図ることが必要となります。

取組の方向性

- 学校施設の耐震化や老朽化施設の整備を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。
- 時代の変化を見据え、誰でも利用しやすく環境に配慮した、ゆとりと潤いのある施設や効果的な授業の実現に向けた学校教材、環境を整備し、質の高い教育環境を提供します。

主な取組

◆ 学校施設の耐震化

安全・安心な学校施設の整備充実を図ることを目的として、耐震補強工事や改築工事を実施し、平成30年度までに、学校施設の耐震化率[※]を100%にします。

◆ 学校施設の整備

児童生徒の安全確保に向け、老朽化した学校施設の整備改善を進めるとともに、特別に支援を要する児童生徒に配慮した施設や健康保持に必要な設備の整備に努めます。

[※] 耐震化率：学校施設の全建物のうち、耐震性がある棟数（昭和57年以降建築の棟数及び昭和56年以前の建物で耐震性がある棟と耐震補強済の棟）の割合。

◆ 学校教材の整備

学校教育環境の充実を図るため、理科備品など学校教材を計画的に整備するとともに、時代の変化を見据えた確かな学力の育成を図るため、電子黒板や情報機器などを整備し、適正な運用、管理に努めます。

基本施策Ⅲ－② 教育機会の確保

現状と課題

厳しい経済雇用情勢が続き、経済的格差などによる進学機会や学力などの差が、教育やその後の就業状況の格差にもつながるといった、格差の再生産、固定化の解消が課題とされています。

本市では、これまでも、経済的理由により就学が困難な家庭に対して、就園奨励費や就学援助費、奨学金の充実等の取組を実施してきたところですが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲や能力のある者への学習機会の確保を可能とし、教育機会の格差が生じないようにする必要があります。

また、家庭環境による経済的格差や自然的条件が不利な状況にある児童生徒、また、さまざまな困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、支援体制や誰もが受けることのできる多様な学習機会の提供など教育支援を行う必要があります。

取組の方向性

- 家庭の経済状況による教育格差の改善に向け、経済的支援を通じて、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者への学習機会を確保します。
- 家庭環境等の要因による教育格差の解消や地理的制約のある児童生徒に対する就学支援に努めるとともに、さまざまな困難や課題を抱えている家庭・児童生徒への教育支援を行います。

主な取組

◆ 経済的支援の充実

教育費の保護者負担を軽減するため、所得状況に応じて保育料の一部を補助する幼稚園就園奨励費や経済的困難を抱える家庭に対して就学援助費を給付し、就園の推進や適切な教育機会の確保を図ります。

◆ 修学支援の充実

意欲・能力のある者が安心して学習機会を確保できるように、高等学校入学準備金や奨学資金貸付などにより修学支援の充実を図ります。

◆ 私立高等学校への支援

私立高等学校の教育条件の維持向上や在籍する生徒の保護者負担の軽減を図るとともに経営の健全性を高めるため、運営経費について補助金を交付し、私立高等学校の振興充実を図ります。

◆ 地理的条件の解消

学習機会を保障するため、小野小学校区において、徒歩による通学が困難な地区への送迎を行うスクールバス運行事業の実施や野島小・中学校への渡船通学費用を補助します。

◆ 教育支援の充実

さまざまな障害や病気を抱えている児童生徒に対し、個別の支援体制や教育機会を確保するとともに、家庭の経済状況などの課題を抱えている家庭に対する家庭教育支援や不登校などの問題を抱えている児童生徒に対する学習支援などの教育支援を充実します。

基本施策Ⅲ－③ 学校図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

平成24年度の全国学力・学習状況調査における読書好きの児童生徒の割合が、本市では小・中学校ともに全国平均を上回っています。

本市の全小・中学校においては、全校一斉読書を実施し、読書活動の習慣が定着するよう努めています。また、平成23年度から学校図書館司書[※]を配置し、学校訪問時に本の紹介や読み聞かせ、さらに、学校図書館内の環境整備を行っています。

今後は、児童生徒の読書活動の習慣化と読書内容の充実が課題となります。また、調べ学習活動において、学校図書館機能を十分活用できていないことも課題となっています。

取組の方向性

- 学校における質の高い読書活動を推進するとともに、望ましい読書習慣形成のための家庭への啓発に努めます。
- 学校図書館の機能充実を図るとともに、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料・情報の活用能力を高めます。

主な取組

◆ 読書・学習活動の充実

授業における調べ学習や課外活動で学校図書館の一層の活用を促進し、児童生徒の資料・情報活用能力の向上を図ります。また、全校一斉読書の継続・拡充と質的充実に奨励するとともに、家庭への啓発により児童生徒に読書習慣を定着させるよう努めます。

◆ 市立図書館との連携による学校図書館活動の充実

学校図書館と市立図書館とが、図書館運営に関して共通認識をもって、協力体制を維持していくため、防府市子ども読書活動推進連絡協議会で定期的な協議を行い、学校図書館の円滑な管理運営に取り組みます。

また、全小・中学校への学校図書館管理システムの導入及び市立図書館と学校図書館とのネットワークシステムの構築に取り組みます。

◆ 学校図書館司書の配置

学校図書館の充実のため、学校図書館司書を増員し、市内小・中学校への配置に努めるとともに、司書教諭との協働を進めます。

[※] 学校図書館司書：一般には学校司書という。学校司書とは、学校図書館の業務に従事する職員の総称として解されている。本市においては、これを学校図書館司書と称している。

基本施策Ⅲ－④ 安全・安心な学校給食の推進

現状と課題

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであることから、安全・安心な給食の提供が求められています。また、学校給食は、食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、学校・家庭・地域と連携した食育の推進を図っていますが、さらに品質が高く安定的な供給ができるよう、生産者や市場関係者と連携を密にして地場産食材使用率向上を進めていくことが課題となっています。

また、食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、基本的にアレルギーの原因となる食材を除去した給食を提供しています。しかし、年々、対象の児童生徒が増加していることやアレルギーの原因となる食材が複雑化していることなどから、一人ひとりの正確な情報を共有し、細心の注意を払うことが必要となっています。

さらに、食中毒等の発生を予防する上で、より衛生的に調理できるよう、計画的に小学校の調理施設の改修を進めています。

しかしながら、「小学校給食の実施方法については、本市の現状を踏まえ、食育面、管理運営面、施設面などの総合的な観点から検討した結果、将来的には、共同調理場方式（センター方式）へ移行することが望ましい」という「防府市立小中学校教育検討委員会」の提言を受けていることから、今後、小学校給食についても共同調理場方式に変更することも視野に入れ検討する必要があります。

給食用食器については、アルマイト製食器から軽くて強度のあるPEN食器に順次更新を進めており、平成26年度までに全小学校の更新が完了するよう整備します。

取組の方向性

- 給食を通じて、学校・家庭・地域の連携による食の大切さを学ぶ食育を推進します。
- 地産地消を推進し、安全で質の高い給食を提供します。
- 食物アレルギーを有する児童生徒一人ひとりの安全な給食の確保に努めます。
- 給食調理場の施設・設備を改善し、安全・安心な給食を提供します。

主な取組

◆ 食育の推進

栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、食に関する指導の充実を図ります。

◆ 使用食材の安全性確保と地産地消の推進

地元生産者及び市場・卸業者と連携を密にし、使用食材の産地確認・生産履歴等、安全性の確保に努めるとともに、質の高い地場産食材を使用した給食を提供します。

◆ 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを有する児童生徒の保護者との連携を密にし、情報の共有化を図るとともに適切な対応に努めます。

◆ 安全・安心な給食の提供

安全・安心な給食を提供する上で、より衛生的に調理できるよう計画的に給食施設を改修するとともに、食器の更新を順次進めていきます。

施策の柱Ⅳ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

基本施策Ⅳ－① 生涯学習機会の充実

現状と課題

生涯学習に関する情報は、情報化の進展やＩＣＴ機器の普及により発信方法、入手方法の多様化が見られる一方で、相談窓口でのきめ細かな情報提供も求められており、ニーズに合った情報提供が必要とされています。

現代社会においては、解決しなければならない課題が複雑化しており、多様化する学習ニーズに応えるためには、世代間の差異に着目し、ターゲットを明確にした学習プログラムの作成と身近な場所でのきめ細かな学習機会の提供が必要です。また、学習課題の高度化、多様化に対応するためには、産学公民^{※1}のネットワークを強化し、地域の知的資源・物的資源を有効に活用した生涯学習施策を展開することが求められています。

取組の方向性

- 市民の生涯学習意識を高めるため、必要とされる情報を適切に提供する仕組みの充実を図るとともに、市内外の生涯学習情報を集約・整理し、発信できる体制づくりに取り組みます。
- 生涯にわたって、現代社会が抱える課題から発生するニーズに応じた、さまざまな学習活動を支援するための学習機会を提供します。
- 高度化・多様化した学習ニーズに対応するため、生涯学習専門員^{※2}による生涯学習相談コーナーの一層の充実に努めます。
- あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる生涯学習社会の実現に向け、防府市生涯学習推進協議会、行政、市民、民間団体、企業、大学等の連携による、教育ネットワークの強化を図ります。

※1 産学公民：民間企業、学校、国・地方公共団体、地域住民・ＮＰＯ等を表す。

※2 生涯学習専門員：防府市独自の制度で、生涯学習に関する情報の収集・提供や、学習相談、「防府市生涯学習指導者バンク」のコーディネート等を行う専門職員。

主な取組

◆ 生涯学習情報発信の充実

本市が提供する市民向けの講演会や講座などの情報を集約し、一元的な管理に取り組みます。また、大学等の公開講座の周知や、民間団体、県との情報の共有を図るとともに、収集した情報を整理し、市民にわかりやすい情報の提供を行い、生涯学習意識の醸成に努めます。

◆ 多様な学習機会の提供

生涯にわたってさまざまな学習活動を支援するため、各年齢期における課題に対応して、子育てに関する講習会等による家庭教育の支援や、子どもの体験・交流活動、勤労者のニーズに応じた学習活動や、高齢者の生きがいとなる学習活動等の機会の充実に努めます。

また、市民一人ひとりの安全・安心な暮らしにつながる防災・防犯、福祉、環境問題などを学ぶ機会の提供や、国際化・情報化社会に対応した学習機会の提供を行い、現代的課題に対応した学習機会の充実に努めます。

◆ 生涯学習相談体制の充実

学習情報に関する資料の充実に努めるとともに、生涯学習専門員による迅速かつ的確な情報提供を行い、市民からの相談にきめ細かく対応します。また、市民の複雑化した学習ニーズに対応するため、生涯学習専門員の研修を実施し、相談能力の向上を図ります。

◆ 産学公民の教育ネットワークの強化

市民が多様な生活課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性、能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受するため、防府市生涯学習推進協議会、行政、市民、民間団体、企業、大学等が一体となり、より効果的な生涯学習施策を推進します。

基本施策Ⅳ－② 生涯学習を支える人材の育成と活用

現状と課題

本市では、生涯学習ボランティアや学校支援ボランティアなどの、さまざまな人材を活用しているところですが、人材を活用するだけでなく、ボランティア同士のネットワーク化を図り、自立した市民活動への展開が求められています。

「学習成果の評価・活用」については、各公民館の地区文化祭や生涯学習フェスティバルなどで、表彰や学習成果の発表の場が設けられていますが、個人の学習の成果が社会で活用されるには、さらに充実したシステムが必要です。

取組の方向性

- 教育・福祉・スポーツ・環境などの各分野の知識や技術を習得するための研修や指導力を高める研修の場を継続して提供し、ボランティアや生涯学習指導者の育成機会の充実を図ります。
- ボランティア活動を支援するとともに、生涯学習フェスティバル^{※1}、放課後子ども教室等のボランティアが活躍できる場を提供します。
- 社会教育関係団体^{※2}等の活動を支援します。

主な取組

◆ 生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実

生涯学習を進める上で、学習を指導する講師、生涯学習やボランティア活動の核となるコーディネーター^{※3}、団体やグループのリーダーなどの役割が重要となることから、生涯学習指導者の指導力を高める研修の場を継続して提供し、育成機会の充実を図ります。

教育・福祉・スポーツ・環境など各分野の知識や技術を習得するための研修を継続して開催し、ボランティアの育成機会の充実を図ります。

※1 生涯学習フェスティバル：生涯学習ボランティアや市民が主体的に企画・運営し、学ぶことの楽しさを伝えるとともに、多くの市民が生涯学習活動に参加する機会となるイベント。

※2 社会教育関係団体：法人か否かを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で、青少年教育に関する団体、成人教育に関する団体、社会教育施設関係団体、文化・芸術に関する団体など。

※3 コーディネーター：一般的には調整する人のことを表すが、ここでは生涯学習の活動やボランティア活動を行う上で、支援を求める側と提供する側の個人や団体との間に必要な仲介・調整の役割を担う人。

◆ 生涯学習指導者バンクの整備・活用

「防府市生涯学習指導者バンク※¹」の新たな人材の掘り起こしを進め、登録者の分野及び人数の拡充を図るなど、整備を進めるとともに、「防府市生涯学習指導者バンク」登録者による公開講座の開催により、市民への周知と積極的な活用を図ります。

◆ 学習成果発表の機会づくり

学習した成果を発表することは、社会への還元となるとともに、学習者にとっても喜びとなり、さらなる学習意欲へとつながります。作品展、発表会の開催や、活動のPR展示を行い、日頃の学習成果の発表の場を提供します。

◆ 社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援

市民活動団体は、各種ボランティア活動やNPO※²活動などを行い、自主的・主体的にまちづくりに参加しています。これらの市民活動団体の活動を支援し、活性化を図ります。特に、社会教育関係団体については、社会教育に関する公益的な活動を行い、生涯学習の推進に主体的に取り組む団体として、団体の自主性を尊重しながら、運営や活動の支援を行います。

※¹ 防府市生涯学習指導者バンク：指導者バンクに登録されたボランティア講師が、学習を希望するグループや学校に向向いて行き、ともに学習や活動をすることを通じて、市民の生涯学習のきっかけづくりをする制度。

※² NPO：営利を目的としない自主的に公益活動を行う団体。Non Profit Organization（非営利組織の略）

基本施策Ⅳ－③ 人権学習の推進

現状と課題

私たちの身の回りには、さまざまな人権課題が幅広く存在しています。

また、社会経済情勢などの変化により、人権に関する新たな課題も見受けられるようになってきています。

こうした状況を踏まえ、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくり」の実現に向けて、市民の誰もが、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、そして、一人ひとりの存在を認め合い互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができるようにすることが大切です。

そのためには、基本的人権尊重の視点に立って、学校や家庭、地域におけるさまざまな場を通じて、自主的・主体的な人権学習をより一層推進していく必要があります。

取組の方向性

- 防府市人権学習推進市民会議と連携し、基本的人権尊重の視点に立った人権教育を推進するため、さまざまな学習機会を提供します。
- 地域社会の実情や課題、市民の学習ニーズを踏まえた学習内容等の充実に努めます。
- 市民一人ひとりの人権が尊重される地域づくりに向けた市民の自主的な人権学習を支援します。

主な取組

◆ 市民ぐるみの積極的な推進

人権問題に関わる市民のニーズを踏まえるとともに、防府市人権学習推進市民会議を中心として、人権学習市民セミナーや講演会を開催し、人権が尊重される、住みよい地域づくりをめざした市民ぐるみの人権学習を推進します。

◆ 推進体制の充実

人権学習推進委員の活動に資するよう研修の充実に努めるとともに、地域、職場、学校、団体等で実施される主体的な活動を支援し、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚を図ります。

◆ 人権学習への支援

人権学習指導員を学習会へ派遣し、また視聴覚教材を充実するなど、誰もが人権学習に進んで取り組むことができるように支援します。

基本施策Ⅳ－④ 生涯学習の拠点となる施設の充実

現状と課題

多様なニーズに対応し、本市の特徴を生かした生涯学習を推進するため、生涯学習拠点施設の整備・充実が求められています。公民館やその他の施設でも設備の改善を進めていますが、誰もが使いやすい施設とするためには、今後も引き続き整備に努める必要があります。

生涯学習の中核となる施設の設置については、現状では新たな施設の設置は難しいため、既存の施設等を活用し、機能面での充実を図っていく必要があります。

取組の方向性

- 公民館は、地域における住民の学習ニーズに総合的に応える施設であり、社会教育主事^{※1}等の配置による専門職員の充実に努めるとともに、地域課題に対応した学習機会の提供や、地域情報の収集、学習情報の提供に努めます。
- 公民館は、地域コミュニティ活動^{※2}を支援する施設としての役割や、地域の課題を解決するための学習を行う施設としての役割が期待されることから、地域活動の拠点施設としての機能の充実に努めます。
- 青少年科学館（ソラル）では、本市の科学教育普及活動の拠点施設として、創造性豊かな青少年の育成と市民の科学技術に関する知識の普及及び啓発を図ります。

主な取組

◆ 公民館の整備・充実

公民館の計画的な整備・改修と適正な維持管理に努めます。

◆ 公民館活動の推進

公民館における学習情報の発信に努めるとともに、自治会や関係団体等との連携・協働による多様な学習の場の提供を行います。

◆ 青少年科学館の充実

施設備品の更新を進めるとともに、さまざまな科学教室の開催、小・中学校への理科教育支援、企画展の開催、防府市少年少女発明クラブ^{※3}の活動推進などを行います。

※1 **社会教育主事**：教育委員会に置かれる社会教育の専門職員。社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う。

※2 **地域コミュニティ活動**：住民相互の交流が行われている概ね小学校区を単位とした地域コミュニティにおいて、主体的に取り組まれる活動。

※3 **防府市少年少女発明クラブ**：少年少女に科学的な興味・関心を追及する場を提供し、自由な環境の中で創作活動を行い、作品を完成する喜びを体験させ、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とするクラブ。

基本施策Ⅳ－⑤ 図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

図書館では、現在、約40万冊の資料を所蔵しており、年間約30万人（1日平均約1,000人）の入館者、60万冊以上の館外個人貸出冊数があります。

また、平成23年度から移動図書館車^{※1}の運行を開始し、図書館から遠距離に居住している人や障害のある人、交通手段をもたない人等のための市内全域サービスの充実を図っています。

図書館は、今後、さらに、情報・文化・生涯学習の拠点としての役割を担っていくため、多様な利用者ニーズに対応した資料・情報提供サービスの充実、ホームページやWebサービス^{※2}の充実、図書館事業への市民参画の推進により、市民に開かれた、市民とともに歩む図書館像をめざすことが求められます。

取組の方向性

- 「防府市立防府図書館資料収集要綱」に基づき、本市の特色を生かした資料の収集や、利用者ニーズに対応した幅広い資料の充実・整備を図ります。
- 多様な利用者ニーズに的確に対応するため、利用者サービスの質的向上を図るとともに、市内全域サービスやWebサービスの充実に努めます。
- 市民との協働を推進し、図書館ボランティアの養成・育成を図ります。
- 市立図書館と学校図書館とのネットワークシステムの構築、他の図書館や施設等との相互協力を推進します。
- 企画展示や集会・文化活動、郷土資料のデジタル化、ホームページの内容充実、報道メディア等の活用を通じて、積極的な情報発信を図ります。
- 「防府市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するとともに、具体的な諸施策を実施します。

主な取組

◆ 図書館資料の質・量両面の充実

書籍・視聴覚資料や雑誌・新聞の充実を図ります。防府市関連の事項・人物等に関

※1 移動図書館車：図書館を直接利用しにくい利用者のために、資料を積んで定められた場所（ステーション）に行き、貸出し・返却業務等を行うための車両。自動車文庫、ブックモバイル（bookmobile）ともいう。

※2 Web サービス：利用者が自宅や勤務先から、インターネットを経由して図書館のホームページで資料検索や予約等ができるサービス。

する資料、行政関係資料などの郷土（地域）資料の充実に努めるとともに、進展する電子書籍の出版状況への対応を図ります。

姉妹都市である大韓民国春川市の春川市立図書館との資料交換協定に基づき、韓国で発行された資料の収集に努めます。

◆ 図書館利用者サービスの充実

調査・研究を目的とする利用者のためのレファレンス・サービス^{※1}の充実に努め、多様な利用者ニーズに的確な対応ができるよう、資料提供サービス・情報提供サービスの質的向上を図るとともに、OPAC^{※2}をはじめとするWebサービスの充実に努めます。

交通手段をもたない人等のため、移動図書館車でのサービス向上に努めるとともに、地域文庫・貸出文庫の利用促進を図ります。

また、図書館サービスの振興を図るための基本計画策定に努めます。

◆ 図書館事業への市民参画の促進と活用

行事運営などで市民との協働を推進するとともに、図書館協議会の設置に努め、図書館事業への民間活力やノウハウの活用を図ります。

定期的に関催する行事・講習会等を通じて、ボランティアの養成・育成を図ります。

◆ 図書館のネットワーク化の推進

学校図書館とのネットワークシステムを構築し、資料の共有化と活用を図ります。

また、資料や情報を的確に提供するため、他の図書館や施設・機関等との相互協力の推進を図ります。

◆ 集会・文化活動及び広報活動の推進

企画展示や集会・文化行事、図書館資料を活用する生涯学習グループの奨励・育成等の事業を拡充し、図書館の多角的な利用促進を図るとともに、ホームページの内容充実、各種報道メディア等の活用を通し、積極的な情報発信に努めます。

長年郷土の歴史史料を翻刻してきた『防府史料』シリーズの刊行を継続するとともに、同シリーズや著作権が消滅している郷土資料等をデジタル化してホームページに掲載し、情報発信の強化を図ります。

◆ 「防府市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの読書活動に係る各種事業の実施

市の関係各課、小・中学校及び関係諸機関等との連携を図り、子どもの読書活動に係る各種事業を展開するとともに、平成27年度からの5年間を実施期間とする「第二次防府市子ども読書活動推進計画」を策定します。

※1 レファレンス・サービス(reference service)：知識や情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法を教えたり、回答を提供したりするサービス。近代図書館の主軸をなす機能。参考業務ともいう。

※2 OPAC (Online Public Access Catalog)：オンライン閲覧目録。館内の専用端末や図書館のホームページから利用者が蔵書検索をできるようにしたシステム。

施策の柱Ⅴ 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

基本施策Ⅴ－① 文化財の保護・保存

現状と課題

古代、本市は、周防国の国府が置かれたことから、周防の政治・経済・文化の中心として栄え、その長い歴史を示すように多くの文化財が残っています。文化財は、我が国の歴史・伝統・文化を理解するために貴重なものであり、この歴史的遺産を大切に保存し、次代に継承していくため、市内に残る文化財を調査して状況を把握し、保護、保存、修理を計画的に行っていく必要があります。

取組の方向性

- 歴史的文化遺産を保護するため、有形文化財※¹や埋蔵文化財※²などの調査を行い、文化財指定登録を進めます。
- 文化財の保存修理を行い、適切に管理します。
- 文化財保護関係団体への支援を行います。

主な取組

◆ 文化財の保存・修理

重要な文化財の指定や登録を行い、保全に努めるとともに、古くなって傷んだ文化財の修理や文化財のより良い保存環境の整備を進めます。

◆ 文化財調査の継続

市内の寺社をはじめ、個人等が所有する有形文化財の^{しっかい}悉皆調査※³を継続して行います。また、埋蔵文化財の発掘調査を行い、遺跡の保護を図ります。

◆ 文化財保護活動への支援

市内各地域にある郷土史団体やサークルの活動を支援します。

※¹ 有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料など有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

※² 埋蔵文化財：土地に埋蔵されている（地下ばかりでなく、水底、海底、その他土地の上下を問わず、人目に触れ得ない状態において所在している）文化財のこと。

※³ 悉皆調査（しっかいちょうさ）：市内にあるすべての文化財を調査すること。

基本施策Ⅴ－② 文化財の整備・活用

現状と課題

文化財は、本市の歴史や文化などの正しい理解のために欠くことのできない財産で、文化の向上、発展の基礎をなすものです。歴史資料の発掘、収集と系統立てた整理を行い、その価値をわかりやすく伝え、それを生かして、市民一人ひとりが身近に文化財に親しみ、守っていく機運の醸成が望まれます。

市内にある史跡などを整備し、公開を進め、多くの市民が文化財に触れ、親しむ機会を提供する必要があります。

また、多くの文化財や歴史資料の活用を図り、新しい価値を創造していく必要があります。

取組の方向性

- 文化財の整備を進め、公開を図ります。
- 文化財郷土資料館や英雲荘を活用し、文化財情報の発信に努めます。

主な取組

◆ 文化財情報発信の充実

文化財や歴史資料のデジタル化を進め、ホームページやインターネット、メディア等を活用して情報発信を進めます。

◆ 文化財郷土資料館の充実

文化財郷土資料館において、文化財や歴史資料、古文書、民具等の収集・保存と公開を行い、展示内容の充実、また企画展や講演会等の事業を拡充します。

◆ 英雲荘の整備と公開

英雲荘（史跡萩往還三田尻御茶屋※）という歴史的遺産の価値を伝えるため、庭園の復元整備や周辺整備を進め、広く公開していきます。

◆ 文化財を活用した学習機会の提供

文化財郷土資料館での講演会や体験学習等を実施します。また、市民ボランティアと連携し市内の文化財や歴史遺産の見学、発掘調査の現地説明会、公民館等での講座・講演を行うなど、文化財、歴史遺産の活用を図り、魅力ある防府をアピールします。また、学校教育や市民の学習活動の中で、文化財や歴史資料の活用を図ります。

※ 史跡萩往還三田尻御茶屋：承応3年（1654年）に萩藩2代藩主 毛利綱広によって建設された藩の公館で、参勤交代や藩内巡視の際の休憩や宿泊施設、賓客の接遇などに使用された。史跡萩往還関連遺跡 三田尻御茶屋旧構内として、国の史跡に指定されている。